

まん延防止等重点措置等対象区域への通勤・通学者に対する新型コロナウイルス感染症検査費用支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、本県から埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のみん延防止等重点措置等対象区域に通勤・通学する者が受けた新型コロナウイルス感染症検査に要した費用を補助する市町村に対し予算の範囲内で補助金を交付し、もって県内における社会不安の解消及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 1都3県 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) まん延防止等重点措置等 まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言をいう。
- (3) 新型コロナウイルス感染症検査 PCR検査及び抗原定量検査（検査に要する費用の全額を自ら負担したものに限る。）
- (4) 通勤・通学する者 次に掲げるいずれかに該当する者であって、本県に居住する者をいう。

イ まん延防止等重点措置等対象区域に設置されている学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設であって知事が適当と認めるものに通学する者

ロ まん延防止等重点措置等対象区域に存在する企業等に通勤する者

- (5) 補助対象者 本県から1都3県に通勤・通学する者で、第4条で定める補助対象期間に自発的に新型コロナウイルス感染症検査を受けた者又は当該者の保護者をいう。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者に対して、市町村が検査費用を補助する事業とする。

(補助対象期間)

第4条 本県から別紙において規定する対象区域、対象期間に通勤・通学する者が受けた新型コロナウイルス感染症検査を補助対象とする。

(補助対象経費、補助金の額及び限度額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、市町村が補助対象事業に要する経費（補助金の交付の事務に要する経費を除く。以下「補助対象経費」という。）とする。

2 県が交付する補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、補助金の額に百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

3 県が交付する補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

イ 対象区域等1及び2については、検査1回当たり7千5百円を上限とし、1人2回までとする。

ロ 対象区域等3及び4については、検査1回当たり7千5百円を上限とし、1人1回までとする。

ハ 対象区域等5については、検査1回当たり7千5百円を上限とし、1人1回までとする。

ニ 対象区域等6については、検査1回当たり7千5百円を上限とし、1人1回までとする。

ホ 対象区域等7については、検査1回当たり7千5百円を上限とし、1人1回までとする。

ヘ 対象区域等8については、検査1回当たり7千5百円を上限とし、1人3回までとする。

ト 対象区域等9については、検査1回当たり7千5百円を上限とし、1人3回までとする。

チ 対象区域等10については、検査1回当たり7千5百円を上限とし、1人2回までとする。

リ 対象区域等 1 1 については、検査 1 回当たり 7 千 5 百円を上限とし、1 人 1 回までとする。

ヌ 対象区域等 1 2 については、検査 1 回当たり 7 千 5 百円を上限とし、1 人 1 回までとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 市町村長は、補助金の交付申請をしようとするときは、交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、令和 3 年 1 0 月末までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第 7 条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ決定を行い、交付決定通知書（様式第 2 号）により、市町村長に通知するものとする。

(交付決定の変更等の申請)

第 8 条 市町村長は、補助対象事業の内容を変更又は中止しようとするとき（ただし、補助金の額の増額を伴わないもので、補助目的の達成に支障をきたさない事業内容の細部に関わる軽微な変更を除く。）は、変更（中止）承認申請書（様式第 3 号）を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(交付決定の変更及び通知)

第 9 条 知事は、前条の規定による変更（中止）承認申請書の提出があったときは、審査のうえ交付決定の変更を行い、変更交付決定通知書（様式第 4 号）により市町村長に対し通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第 1 0 条 市町村長は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 2 0 日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 市町村長は、知事の要求があった場合には、速やかに状況報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 市町村長は、当該事業が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに完了実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 前条の規定による実績報告書を受領した場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第7号）により市町村長に対し通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 知事は、前条の規定による額の確定後に、補助金を交付するものとする。

(書類の整備等)

第15条 帳簿及び証拠書類は、当該補助対象事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年から5年間保存するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月20日から施行し、令和3年4月12日から適用する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

- 3 この要綱は、令和3年4月28日から施行し、令和3年4月25日から適用する。
- 4 この要綱は、令和3年5月11日から施行する。
- 5 この要綱は、令和3年5月31日から施行する。
- 6 この要綱は、令和3年6月21日から施行する。
- 7 この要綱は、令和3年7月12日から施行する。
- 8 この要綱は、令和3年7月19日から施行する。
- 9 この要綱は、令和3年8月2日から施行する。
- 10 この要綱は、令和3年8月30日から施行する。
- 11 この要綱は、令和3年9月10日から施行する。

別紙

対象区域等 1	対象区域 1	東京都：23区、武蔵野市、立川市、八王子市、町田市、調布市、府中市
	対象期間 1	令和3年4月12日から令和3年5月11日まで
対象区域等 2	対象区域 2	埼玉県：さいたま市、川口市 千葉県：市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市 神奈川県：横浜市、川崎市、相模原市
	対象期間 2	令和3年4月20日から令和3年5月11日まで
対象区域等 3	対象区域 3	東京都：対象区域1以外の市町村
	対象期間 3	令和3年4月25日から令和3年5月11日まで
対象区域等 4	対象区域 4	埼玉県：川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町 千葉県：千葉市、野田市、我孫子市、流山市、習志野市、鎌ヶ谷市、八千代市 神奈川県：鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
	対象期間 4	令和3年4月28日から令和3年5月11日まで
対象区域等 5	対象区域 5	埼玉県：対象区域2及び対象区域4と同じ 東京都：全域 千葉県：対象区域2及び対象区域4と同じ 神奈川県：対象区域2、対象区域4及び横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町
	対象期間 5	令和3年5月12日から令和3年5月31日まで
対象区域等 6	対象区域 6	埼玉県：対象区域5と同じ 東京都：全域 千葉県：対象区域5と同じ 神奈川県：対象区域5及び平塚市、小田原市、秦野市
	対象期間 6	令和3年6月1日から令和3年6月20日まで
対象区域等 7	対象区域 7	埼玉県：さいたま市、川口市 東京都：23区、檜原村と奥多摩町を除く多摩地域の市町 千葉県：千葉市、市川市、浦安市、習志野市、船橋市、松戸市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市 神奈川県：横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市
	対象期間 7	令和3年6月21日から令和3年7月11日まで

対象区域等 8	対象区域 8	埼玉県：さいたま市、川口市 東京都：全域 千葉県：千葉市、市川市、浦安市、習志野市、船橋市、 松戸市、市原市、成田市、柏市 神奈川県：横浜市、川崎市、相模原市、厚木市
	対象期間 8	令和 3 年 7 月 1 2 日から令和 3 年 8 月 3 1 日まで
対象区域等 9	対象区域 9	埼玉県：川越市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、蕨市、 戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、 富士見市、三郷市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、伊奈町、 三芳町 千葉県：八千代市、鎌ヶ谷市 神奈川県：対象区域 8 を除く市町
	対象期間 9	埼玉県：令和 3 年 7 月 2 0 日から令和 3 年 8 月 3 1 日まで 千葉県：令和 3 年 7 月 1 9 日から令和 3 年 8 月 3 1 日まで 神奈川県：令和 3 年 7 月 2 2 日から令和 3 年 8 月 3 1 日まで
対象区域等 10	対象区域 10	埼玉県：対象区域 8 及び対象区域 9 以外の市町村 千葉県：対象区域 8 及び対象区域 9 以外の市町村 神奈川県：清川村
	対象期間 10	埼玉県：令和 3 年 8 月 2 日から令和 3 年 8 月 3 1 日まで 千葉県：令和 3 年 8 月 2 日から令和 3 年 8 月 3 1 日まで 神奈川県：令和 3 年 8 月 2 日から令和 3 年 8 月 3 1 日まで
対象区域等 11	対象区域 11	埼玉県：全域 東京都：全域 千葉県：全域 神奈川県：全域
	対象期間 11	令和 3 年 9 月 1 日から令和 3 年 9 月 1 2 日まで
対象区域等 12	対象区域 12	埼玉県：全域 東京都：全域 千葉県：全域 神奈川県：全域
	対象期間 12	令和 3 年 9 月 1 3 日から令和 3 年 9 月 3 0 日まで

様式第1号

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

団体名
代表者名 印

まん延防止等重点措置等対象区域への通勤・通学者に対する新型コロナウイルス感染症検査費用支援事業費補助金交付申請書

まん延防止等重点措置等対象区域への通勤・通学者に対する新型コロナウイルス感染症検査費用支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) まん延防止等重点措置等対象区域への通勤・通学者に対する新型コロナウイルス感染症検査費用支援事業費補助金申請内容（様式第1-1号）
- (2) 収支予算書（様式第1-2号）
- (3) その他必要な書類

様式第1-2号

収支予算書

市町村名: _____

(収入)

款	項	目	節	金額	備考
				千円	

(支出)

款	項	目	節	金額	備考
				千円	

令和 年 月 日

市町村長

印

様式第2号

第 号
令和 年 月 日

殿

山梨県知事 印

まん延防止等重点措置等対象区域への通勤・通学者に対する新型コロナウイルス感染症検査費用支援事業費補助金交付決定について（通知）

令和 年 月 日付け第 号で申請のあったまん延防止等重点措置等対象区域への通勤・通学者に対する新型コロナウイルス感染症検査費用支援事業費補助金については、まん延防止等重点措置等対象区域への通勤・通学者に対する新型コロナウイルス感染症検査費用支援事業費補助金交付要綱第7条に基づき、次のとおり交付することを決定したので通知します。

交付決定額 _____ 円

1. 補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金の額の増額を伴わないもので、補助目的の達成に支障をきたさない事業内容の細部に関わる軽微な変更についてはこの限りではない。

2. 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助対象事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 補助対象事業に関し、市町村が補助する者が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助対象事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

3. 補助対象事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助対象事業の遂行状況について報告させることがある。

4. 補助対象者への補助金の交付が完了した日から起算して一箇月を経過した日又は令和4年4月10日のいずれか早い期日までに、補助対象事業の成果を記載した補助対象事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

5. 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助対象事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

様式第3号

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

団体名
代表者名 印

まん延防止等重点措置等対象区域への通勤・通学者に対する新型コロナウイルス感染症検査費用支援事業費補助金変更（中止）承認申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定がありました上記補助対象事業の内容を次のとおり変更したいので、まん延防止等重点措置等対象区域への通勤・通学者に対する新型コロナウイルス感染症検査費用支援事業費補助金交付要綱第8条に基づき申請します。

1. 変更（中止）を必要とする理由

2. 補助金の額

変更承認申請額
既交付決定額
増 減 額

3. 変更後の補助金の内容等については、別紙のとおりとする。

様式第3号 別紙

まん延防止等重点措置等対象区域への通勤・通学者に対する新型コロナウイルス感染症検査費用支援事業

市町村名：

(単位：円)

補助対象経費		交付決定 済額	今回申請 金額	増減額
変更前金額	変更後金額			

(添付書類)

- (1) 補助対象者の増減が確認できる資料
- (2) その他必要な書類

様式第4号

第 号
令和 年 月 日

殿

山梨県知事 印

まん延防止等重点措置等対象区域への通勤・通学者に対する新型コロナウイルス感染症検査費用支援事業費補助金変更交付決定について（通知）

令和 年 月 日付け第 号をもって変更承認申請のあった上記補助対象事業の内容について次のとおり交付決定したので、まん延防止等重点措置等対象区域への通勤・通学者に対する新型コロナウイルス感染症検査費用支援事業費補助金交付要綱第9条第1項に基づき通知します。

1. 補助金の額

変更交付決定額	円
既交付決定額	円
増減額	円

2. 変更後の補助金の内容等については、変更申請のあったとおりとする。

様式第5号

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

団体名
代表者名 印

まん延防止等重点措置等対象区域への通勤・通学者に対する新型コロナ
ウイルス感染症検査費用支援事業費補助金状況報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定がありました上
記補助事業の実施状況について、まん延防止等重点措置等対象区域への通勤・通学
者に対する新型コロナウイルス感染症検査費用支援事業費補助金交付要綱第11条
の規定により、別紙のとおり報告します。

(添付書類)

- (1) 補助対象事業の遂行状況を明らかにした書類
- (2) その他必要な書類

様式第6号

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

団体名
代表者名 印

まん延防止等重点措置等対象区域への通勤・通学者に対する新型コロナウイルス感染症検査費用支援事業費補助金事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の（変更）交付決定通知のありました上記補助対象事業の実績について、まん延防止等重点措置等対象区域への通勤・通学者に対する新型コロナウイルス感染症検査費用支援事業費補助金交付要綱第12条に基づき、別紙のとおり報告します。

（添付書類）

- （1）まん延防止等重点措置等対象区域への通勤・通学者に対する新型コロナウイルス感染症検査費用支援事業費補助金実績内容（様式第6-1号）
- （2）収支決算書（様式第6-2号）
- （3）補助対象経費の支払いを証する書類
- （4）その他必要な書類

様式第6-2号

収支決算書

市町村名： _____

(収入)

款	項	目	節	金額	備考
				千円	

(支出)

款	項	目	節	金額	備考
				千円	

令和 年 月 日

市町村長

印

様式第7号

第 号
令和 年 月 日

殿

山梨県知事 印

まん延防止等重点措置等対象区域への通勤・通学者に対する新型コロナウイルス感染症検査費用支援事業費補助金の額の確定について（通知）

令和 年 月 日付け第 号をもって実績報告のあったまん延防止等重点措置等対象区域への通勤・通学者に対する新型コロナウイルス感染症検査費用支援事業費補助金については、まん延防止等重点措置等対象区域への通勤・通学者に対する新型コロナウイルス感染症検査費用支援事業費補助金交付要綱第13条に基づき、次のとおり確定したので、通知します。

1. 補助金の合計額 金 円